

最終更新日: 2020年12月7日

株式会社ティン

代表取締役社長 市野 諒

問合せ先: 取締役(管理課担当) 那須 賢司

証券コード: 7217

http://www.tein.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は以下のとおりです。

当社は、意思決定において透明性、公正性かつ即時性を持ち、企業規模に即した経営管理組織を構築することが、コーポレート・ガバナンスを充実させるものと考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社はJASDAQ上場企業としてコーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社イチノホールディングス	1,832,000	27.54
市野 諒	928,700	13.96
藤本 吉郎	520,700	7.83
MSIP CLIENT SECURITIES	315,700	4.75
大西 康弘	170,000	2.56
日本生命保険相互会社	166,400	2.50
市野 澄恵	121,500	1.83
小島 宣保	87,900	1.32
市野 ルリ子	86,000	1.29
山田 一元	61,000	0.92

支配株主(親会社を除く)の有無	市野 諒
-----------------	------

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3月
業種	輸送用機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社の代表取締役社長の市野諂は、本人、その近親者およびその他の関係会社が所有する当社株式に係る議決権の合計が議決権の過半数を占めており、支配株主に該当いたします。

当社ではこれまでも、市野個人は元より全取締役に対して、会社法ならびに当社取締役会規程の定めに従い、利益相反取引等の有無、また当該取引の決議においては当事者を加えない決議等を、社外取締役、社外監査役を含む全取締役および全監査役の監視・監督の下におこなってまいりました。今後とも、当社ならびに当社の株主各位の不利益とならないよう、本手続きを遵守してまいります。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
武井 共夫	弁護士											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「 」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
武井 共夫	○	——	武井共夫は、弁護士であり、法令遵守の観点から当社の経営全般にわたる客観性、中立性を確保するため、選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名

監査役の人数	4 名
--------	-----

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は公正な監査をおこなう一方、会計監査人と監査情報を交換、調整を図り、相互の監査業務が円滑に運営されるよう努めております。また内部監査室との情報共有に努めると共に、業務監査の連携や支援、活用などによって相互の連携を高め監査成果をあげております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	4 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
原 真志	公認会計士													
黒木 一郎	他の会社の出身者													
福元 哲朗	他の会社の出身者													
佐藤 臣夫	税理士													

- 会社との関係についての選択項目
 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
原 真志		――	原真志は、公認会計士としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の監査全般にわたってより一層の適正性を確保するため、選任しております。
黒木 一郎	○	――	黒木一郎は神奈川県警察本部警視長等を歴任しており、当社における経営監視機能の面で客観的な視点から適切な指導および監査をおこなえる人材であると判断し、選任しております。
福元 哲朗		――	福元哲朗は多くの企業において常勤または非常勤で監査役を歴任しており、その豊富な経験と見識を当社の監査に反映していただける人材であると判断し、選任しております。
佐藤 臣夫		――	佐藤臣夫は東京国税局において国際調査等の豊富な経験を有しており、今後ますますグローバル化する当社の経営監視全般にわたって適切な指導・助言をいただける人材であると判断し、選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2名
---------	----

その他独立役員に関する事項

独立役員の状況

当社社外取締役である武井共夫、ならびに当社社外監査役である黒木一郎の計2名を独立役員に選任しております。

社外取締役・監査役の独立性についての会社の考え方

当社では、社外取締役、社外監査役の選任において、当社との人的関係、および資本的関係のないこと、またその他当社との利害関係がないことを原則としております。

独立役員に選任した社外取締役(武井共夫・弁護士)および社外監査役(黒木一郎)は、当社の一般株主との間には利益相反の生ずる恐れはなく、また各々が独立した立場から当該職責を果たしており、十分な独立性が確保されていると考えております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

取締役への適切なインセンティブの付与は、効率的経営のためには、有効な施策であると認識しており、今後も引き続き検討してまいります。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書において、社外取締役を除く全取締役の総額、および社外役員の総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員報酬の決定に関する方針は、株主の中長期的な利益に連動するとともに、当社の企業価値の向上に向けた意欲をより高めることを目的として、役位、職責ならびに在任期間などを総合的に勘案し、世間水準および経営内容に見合った水準であることと合わせて、従業員とのバランスにも配慮し、適切、公正であることを旨としております。

また、社外取締役および監査役の報酬は、業務執行から独立した立場であるという観点から、一定の金額を設定することにしております。

取締役および監査役の報酬は常勤の場合は固定報酬および退職慰労金、非常勤の場合は固定報酬のみで構成しており、いずれも業績連動報酬はおこなっておりません。

取締役および監査役の報酬は、取締役会が決議する役員報酬内規での定めに従い、取締役会の委任を受けて、最終的に社長の市野諒が決定しております。

なお、監査役の報酬は監査役会の協議を要することとしております。

当社では使用人兼務取締役はおりません。

上記の取締役および監査役の報酬は、株主総会で承認いただいた報酬枠の範囲内に収まるように設定し、運用しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役および社外監査役については、管理部門のスタッフが、それぞれ必要なサポートをしております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
――	――	――	――	――	――

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 一名

その他の事項

当社には代表取締役社長等を退任した者が就任する相談役・顧問の制度はありません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

取締役および使用人の業務執行については、業務分掌規程、職務権限規程等の社内規程により文書化し、業務の適正を確保しております。当社の業務執行、監査・監督の方法は、次のとおりであります。

1. 取締役会は原則として毎月1回の定例または必要に応じて随時開催しており、経営方針、法令で定められた事項およびその他の経営に関する重要事項の決定などをおこなっております。当会議は社外取締役1名を含む取締役6名で構成されており、これに常勤監査役および非常勤監査役も加わり、審議や意思決定の過程などにおいて業務執行側と監査側との適切な緊張関係をもって運営されております。なお2020年3月期における役員の出席率はインターネットビデオ会議による参加も含めて取締役98.6%、監査役100%であります。

2. 経営企画会議は、常勤取締役5名、常勤監査役1名および執行役員を含む指名された部門の代表者数名で構成され、原則として毎月1回の定例で開催しております。また四半期毎に関連子会社の現地責任者も出席し、定期的な業務の執行状況の報告を通じて関連子会社に対する監督をおこなうとともに、当社グループ全体のコンセンサスの形成に資するよう、執行業務のうち重要事項についての進捗確認や組織的な意思決定、また情報の共有化を図っております。

3. 監査役会は社外監査役4名で構成され、原則として毎月1回の定例または必要に応じて随時開催するとともに、監査役は取締役会、経営企画会議、その他の重要な会議に出席して、客観的、積極的かつ適正な監査をおこなう一方、内部監査室を支援、活用し、経営監視機能の充実への取り組みを続けております。

4. 内部監査室は社員13名で構成され、主に内部統制監査として当社の内部統制システムが適正に運用され機能しているか、また社長の命により業務活動の効率的運営、経営諸基準が適切に機能しているかの監査を適宜に実施しております。他方、監査役および会計監査人と監査情報や意見交換をおこなうことで、相互の監査業務が円滑に運営されるよう努めております。

5. 会計監査については提出日現在、会計監査人にアスカ監査法人を選任しております。当社と会計監査人との間に利害関係はなく、また継続監査年数については業務執行社員が一定の期間を超えて当社の会計監査に関与することがないよう措置をとっております。

なお、直近の事業年度において当社の会計監査業務をおこなった監査法人の名称、業務を執行した公認会計士の氏名および監査業務に係る補助者の構成については下記のとおりであります。

- (1)監査法人の名称
EY新日本有限責任監査法人
- (2)業務を執行した公認会計士の氏名
指定有限責任社員 業務執行社員 堀 健氏
指定有限責任社員 業務執行社員 遠藤 正人氏
- (3)監査業務に係る補助者の構成
公認会計士 4名
その他 12名

6. 責任限定契約について、当社は取締役武井共夫および監査役原真志、黒木一郎、福元哲朗ならびに佐藤臣夫との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

なお、その契約内容の概要は次のとおりであります。

- ・社外取締役または社外監査役が、その任務を怠ったことにより損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外取締役または社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は組織体系がフラットであることにより、各取締役と各部門の責任者が日常的に業務の進捗や各種の情報を共有することを可能としており、業務効率の向上と合わせて牽制機能も働いております。

一方、取締役6名のうち1名は社外取締役、監査役会を構成する全監査役は社外監査役となっており、金融審議会金融分科会が提示するコーポレート・ガバナンスのモデルにおけるモデルケースの3に適合しております。

社外取締役ならびに社外監査役は十分な独立性を確保しており、社内の実状の十二分な把握は難しい反面、より客観的な立場からの忌憚のない意見が得られ、取締役会においては、これを十分に尊重した上での意思決定がおこなわれております。

以上のことから、当社は現時点において十分なコーポレート・ガバナンスに係る体制を整備していると考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	十分なお検討を頂けるよう、招集通知の発送期限に係らず可能な限り早期に発送するよう努めております。
集中日を回避した株主総会の設定	株主の皆様の利便性に配慮し、集中日を回避するよう努めております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	当社のホームページアドレスは、次のとおりです。 https://www.tein.co.jp/ir.html	
IRに関する部署(担当者)の設置	当社はIRを管理部門に設置しております。	
その他	投資家の皆様が適時開示情報を入手し易いよう、「情報開示メールサービス」を実施しております。 これは当社のホームページにてご登録頂くことで、「適時開示情報閲覧サービス」で当社の情報が公衆の縦覧に供され次第、当社より指定されたアドレス宛に当該情報の概要についてのメールをお送りするものであります。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	事業運営に当たっての資産保護、不公平な取引の禁止、インサイダー取引規制など法令等の遵守と企業倫理の実践について包括的に定めた「企業倫理基準」を、株式公開前の平成10年4月に制定し、平成18年4月に施行された公益通報者保護法に伴う所要の改訂を始め、ソーシャルメディアの普及による厳格な情報管理の徹底など、適時に更新をおこなうとともに社内Web上にも公開し、全役員および全従業員への周知徹底を図っております。

また〔取締役関係〕〔監査役関係〕の箇所にも記載しておりますが、当社の社外取締役の武井共夫氏は弁護士であり、また社外監査役の黒木一郎氏は神奈川県警察本部の警視長等を歴任しております。これにより、不当な要求があったような場合には、直ちに適切な助言が得られる体制を整えております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示社内体制の概要

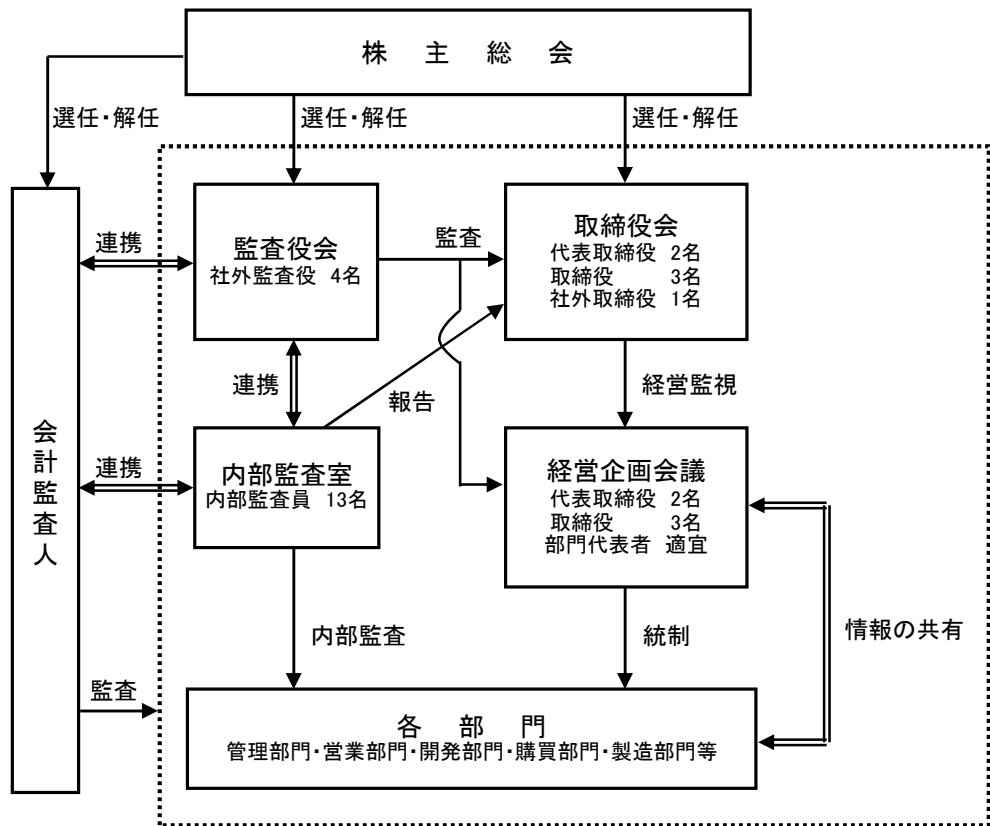
当社は、適時開示の諸規則を遵守し、投資判断の基礎である事業活動上の重要な情報を公平、公正、正確かつ迅速に適時開示をおこなうため、社内規程(企業倫理基準、内部者取引管理規程、適時開示基準)により情報管理体制を定め、適時開示をおこなっております。

当社および子会社に関して適時開示規則に基づき開示する情報については、取締役会での承認決議後、速やかに情報取扱責任部門であります管理課が適時開示を実施します。

また、適時開示規則には該当しないものの当社および子会社の事業運営に関わる情報で、投資判断に影響を与えると認められる情報については、社内規程(適時開示基準)に基づき、情報開示担当役員の承認後、速やかに情報取扱責任部門であります管理課が情報開示を実施します。

(参考資料)

コーポレート・ガバナンス体制の模式図



適時開示体制の模式図

